曹洞春秋
SOH TOH SHUN JYŪ

總和会三綱領

1、宗門の興隆を図り、宗政の運営に関し、公正妥当なる施策の実現を期すること。
2、本宗の伝統性格を尊重し、大本山の尊厳維持に努めること。
3、会員相互の協調連絡を図り、その親和結束を固くすること。

発行所　總和会本部　〒105-0002 東京都港区愛宕2-3-4 大本山總持寺出張所内 TEL 03(3431)5017

第133回通常宗議会
曹洞宗総合研究センターをシンクタンクとして明確化
平成31年度一般会計補正予算・30年度一般会計決算を可決承認

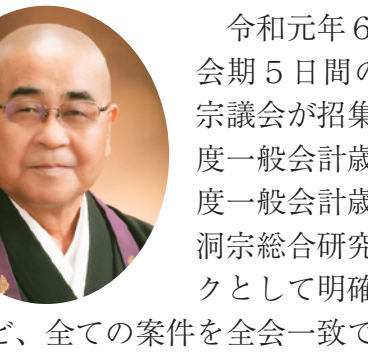

令和元年６月24日から28日までの会期５日間の日程で、第133回通常宗議会が招集されました。平成30年度一般会計歳入歳出決算、平成31年度一般会計歳出補正予算のほか、曹洞宗総合研究センターをシンクタンクとして明確に位置づける規程変更案など、全ての案件を全会一致で可決いたしました。

初日には江川辰三紫雲臺猊下による開会式が厳粛に執り行われ、鬼生田俊英宗務総長の演説のほか、議案説明が行われて散会。２日目には両会派の総括質問が行われた後、上程された案件が各種委員会に付託され、すべての議案が審議に入りました。

また２日目から４日目にかけては、通告による一般質問18件（うち總和会から10件）が行われ、文書質問も２件ありました。伝道部に４月に設置された「過疎地域等における宗門寺院の問題に関する対策準備室」への要望も多く、準備室に対する期待が伺えました。

付託された上程案の慎重審議も滞りなく進み、今回から会期を１日延ばした決算議会は予定通りに閉会いたしました。

「曹洞宗総合研究センター規程中一部変更案」では、来年４月から現代教学研究部門を改組し、未来創生研究部門と近現代教団研究部門の２部門に分割。従来からある宗学研究部門と教化研修部門とあわせて、全体で４部門となります。研究内容の機能充実を図ることを期しての再編成となります。

また、６月23日に開催された理事会において、總和会会則一部変更が提案され、理事長を幹事長に、副理事長を副幹事長に、常任理事を常任幹事に、理事を幹事にそれぞれ読み替えることが承認されました。

開会式

揚眉瞬目擧禪心
兩祖慈恩徹古今
順法宗規相議處
功夫妙用此追尋
滿地薫風開玉戸
青山不動彩雲深

平成30年度一般会計歳入歳出決算

歳　入　51億3,770万2,627円
歳　出　46億6,513万1,758円（経常部　44億3,716万6,967円／臨時部　2億2,796万4,791円）
差引残額　４億7,257万869円　（平成31年度準備資金に編入）

●**曹洞宗総合研究センター規則中一部変更**／曹洞宗総合研究センターのシンクタンクとしての位置づけを明確化し、各部門の再編成による機能充実を図る。来年4月から現代教学研究部門を改組し、未来創生研究部門、近現代教団研究部門の2部門に分割。従来の宗学研究部門、教化研修部門とあわせて全体で4部門とする。
●**曹洞宗宗務庁係長及び書記登録規程中一部変更**／係長の登録制度を廃止し、書記のみの登録制度とし、書記登録試験資格に安居修行を必須条件とする。
●**曹洞宗宗務庁組織及び事務分掌規程中一部変更**／書記のみを登録制度とし、任命までの期間短縮や事務の効率化を図る。

鶴一聲

三十年余り続いた「平成」が終わり、五月一日から「令和」の時代に入った。新時代の切り替わりは、私たち一人一人が足元を見つめ直す機会にもなる。これも人生の節目である。

總和会首班の鬼生田内局が発足して十ヶ月。二月の総長所信演説で示された「宗制調査室」と「過疎地域等寺院対策準備室」が今年度より新設され、いよいよ動き始めた。六月の本議会において、通告質問で度々問われたように、過疎問題は宗門にとって喫緊の課題である。

他宗派に比べ、わが宗門の過疎対策は残念ながら立ち遅れの感が強い。道心者一箇半箇の命脈にかける宗門にとっても、やはり今日の社会の投げかける問題を避けて通るわけにはいかない。ましてや家庭の中からも、宗教としての教育的機能が忘れられようとしている昨今である。納得する形で、時宜に応じた施策の維持強化が重要であろう。

新たな方針が硬直することなく履行され、宗門一体となって運営されることが、今まさに期待されている。

第133回通常宗議会

総 長 演 説（要旨）

宗務総長 鬼生田 俊英

「曹洞宗宗制調査室」設置について 総務部庶務課に設置。現行宗制の全体的な点検を行うこととなる。まず宗制全体で使用されている字句について、法令文として表記が適切であるかどうか確認する作業を行っている。現行宗制で使用している用語に不統一が確認されている。不備を解消すべく検討を進めている。

「過疎地域等における宗門寺院の問題に関する対策準備室」設置について 伝道部に設置。４月15・16日の２日間、島根県第一宗務所管内寺院において「過疎地域現地視察及び懇談会」を実施。情報収集を重ねていく。

大遠忌関係 令和６年、太祖常済大師瑩山紹瑾禅師700回大遠忌が奉修される。引き続き大遠忌へのご理解とご協力をお願い申し上げる。

人権擁護推進本部関係 『誰もが安心安全に来られる寺院にしていくために～障害者への合理的配慮を入り口として～』を作成。「朝鮮半島出身の無縁遺骨集約事業」の進捗状況は６月21日現在、集約協力寺院31か寺、遺骨総数100体。集約完了寺院25か寺、集約遺骨数90体。残りの集約予定寺院6か寺、集約予定遺骨数10体。差別戒名改正について、進捗状況は墓石対象寺院改正率99.3％、過去帳対象寺院改正率94.9％。

教学部学事課関係 僧堂の振興について、本年３月11日、教学審議会を開催。任期満了となっていた「僧堂振興に関する専門部会」を構成。委員より意見を伺う。その意見を参考に条文整理した「曹洞宗僧堂設置基準」が、３月26日開催の庁議にて制定。その施行は令和４年10月１日からとなる。この設置基準は、宗制とは異なり、庁議において制定改廃が可能となっている。これは、専門部会等での意見に速やかに対応できるようにするためである。また、その施行等に備え、専門僧堂堂長、及び、僧堂設置者に対して、３月29日付けで、設置基準と併せ専門僧堂設置認可をするため、必要となる関係申請書の様式、必要書類、補助資料などを送付した。私の思うところの一端を申し述べさせていただく。准師家の年齢条件は「准師家の資格に関する内規」において、年齢40歳以上の者と定められ、ひとつの条件とされているが、前回の第132回通常宗議会において、「例えば、師家規程の第５条第１項第３号に規定される「法幢を建てた者」という条文の削除及び内規に記されている年齢制限の引き下げを敢行することによって、僧堂常勤を現に実施いただけるような准師家の任命を目指すべきと思量するものである」と答弁した。過般開催された教学審議会において、この件についての意見交換をさせて頂いた。そこでは、「指導者が常在する僧堂を目指すためには、年齢を引き下げ、建法幢の要件も取り払い、住職でなくとも任命が可能」との前向きなご意見を頂戴した。今後、さらに検討を重ねていく所存である。次に、学校法人愛知学院における前理事長らを1審原告とする訴訟について申し上げます。本宗は、平成30年11月15日の東京高等裁判所の判決を不服とし、最高裁判所に上告していたが、令和元年６月７日、棄却決定をもって終結となった。この裁判において本宗は一貫して、裁判所は宗教団体の自律性を尊重すべきである、ということを主張してきたが、裁判所はその審判権の範囲に関して、宗教団体による裁量権の濫用や逸脱の有無については裁判所が審理できる、という判断をし、１審原告らの請求が一部認められた。今回の判決は、宗教団体の自律性を侵しかねない憂慮すべきものであるが、司法当局の判断であるので、その結果については遺憾ながら真摯に受け止めざるを得ない。今後、宗門関係学校との関係において、今回のような紛争が再び惹起されることがないよう、この度の裁判の結果を踏まえ、対策を講じてまいりたい。次に、学校関係では、学校法人愛知学院において、多額の金融派生商品や外国債を購入していたとの報道がなされている。詳細に関しては未だ不明ではあるが、その大半がデリバティブ取引とみられているとのことである。愛知学院では、本年３月12日に緊急理事会を開き、第三者委員会の設置を決定し、調査中とのことであります。現在のところ、事態の推移を冷静に注視している。

教学部指導課関係 曹洞宗修証義公布百周年記念育英会の奨学生募集について５人の奨学生を採用した。

総合研究センター関係 総合研究センターが曹洞宗のシンクタンクとして確実に機能するよう大胆な構造改革を行なう、その第一歩として曹洞宗総合研究センター規程の一部変更案を提出する。次に、平成29年12月末に前内局より総合研究センターへ諮問した、「過疎化に対して曹洞宗教団が取るべき政策の在り方」について申し上げる。本年４月２日に、平成30年５月に提出された「中間報告」以降の１年間の進捗報告として「2018年度末報告」が提出され、「過疎問題対策は一般寺院を主体としたボトムアップ方式でなければ功を奏さない」という意見が付されている。このことは、本宗がとるべき過疎問題対策の要点になるといえる。「過疎地域等における宗門寺院の問題に関する対策準備室」と連携し施策を考査していく。

総務部庶務課関係 不活動宗教法人の対応について具体的施策について検討を進める。

総務部福祉課関係 災害相互協力について、公益社団法人シャンティ国際ボランティア会との協約書及び細則締結に続き、本年５月29日、全国曹洞宗青年会及び曹洞宗婦人会と「災害相互協力協約書」を締結。

教化部企画研修課関係 「禅の実践プログラム」事業として『いす坐禅のすすめ』小冊子及び動画作製。昨年度作成した『坐禅のすすめ』『坐禅のいろは』に続くもの。本年４月20・21日の両日、東京都代々木公園を会場に「EarthDayTokyo（アースディ・トウキョウ）」が開催され、「Earth（アース）禅堂」を出展。今回で３回目。約３千人の来場。

教化部布教課関係 令和元年度第１回曹洞宗布教師養成

所に、臨済宗妙心寺派「修習生」４名が聴講参加。これを機縁とし臨済宗妙心寺派と布教交流の進展を期待する。

教化部国際課関係 昨年の11月、大本山總持寺を会場に開催された第29回世界仏教徒会議においてSDGs（エス・ディー・ジーズ）即ち「持続可能な開発目標」の実現を、世界の仏教徒をあげて支援することが全日本仏教会釜田隆文理事長より表明された。宗門の世界平和の実現に向けた様々な活動は、貧困や差別の是正、環境問題の解消を掲げるSDGsと志を等しくするものである。「竿頭の先に未来をひらく」ため、全宗門人が人権の尊重・平和の確立・環境の保全とともにSDGsの取り組みに参加することは、国際社会において我が教団が果たすべき重要な役割の１つと考えている。東京オリンピック・パラリンピック大会期間中の30日間、檀信徒会館の研修道場に「TOKYO・禅・アリーナ」の設置を計画。坐禅の敷衍のみならず、東京グランドホテルが坐禅体験施設を備えたユニバーサルデザインの「ZENホテル」として、世界のメディアに注目される又とない好機と考える。

財政部資源課関係 級階査定の進捗状況について、申告書精査に伴う照会が本年４月中旬までにほぼ完了。現在、照会に対する回答、必要に応じて照会を行っている。年内には新しい級階を公示する予定。

伝道部関係 本年５月22・23日、梅花流全国奉詠大会を開催。熊本県益城町の「グランメッセ熊本」を会場に６千名余りの参加を頂く。また、中国の雪竇山資聖禅寺より65名が参加。来年度は北海道開催。

出版部関係 既に頒布している経典や書籍など、内容を検討し電子書籍化も進めて行く。『曹洞宗宗務庁版正法眼蔵』は、本年度末の刊行を予定。頒布物の本体価格の改定及び表示形態を本体価格プラス税と変更する予定。代引き手数料は、宗務庁負担に変更することを検討。

人事部文書課関係 『寺院のための手引書』第３版を全寺院に配布した。情報システム最適化プロジェクトは本年２月より稼動。今後システムの２次開発に移り、さらなる課題に対応すべく開発を進める予定。

檀信徒会館事業本部関係 総売上高９億8,489万2,432円。経常損失761万3,597円。法人税などを差し引いた税引き後の純損失は858万4,118円。平成11年10月の檀信徒会館発足以来の繰越純利益は13億2,483万6,769円となった。ソートービルの改装工事について９月初旬の工事完了を予定。

参議に石橋晋哉師就任

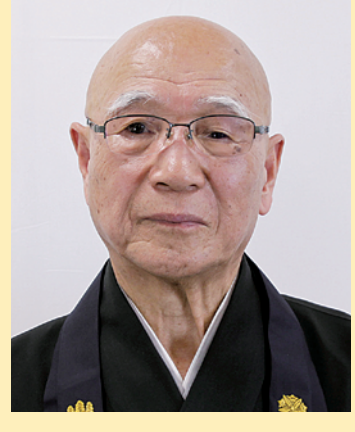

平成31年３月31日付で佐瀬道淳参議が退任され、新たに４月１日付で静岡県第492番天徳寺住職石橋晋哉師がご就任になられました。

平成30年度曹洞宗一般会計歳入・歳出決算

歳　入　5,137,702,627 円

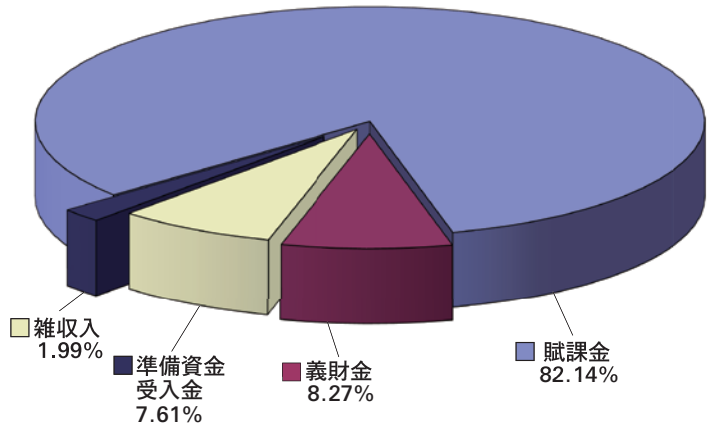

内訳

歳　入	歳入額
賦課金	4,189,625,320
義財金	421,690,500
準備資金受入金	388,034,000
雑収入	101,383,037
手数料	36,969,770

歳　出　4,665,131,758 円

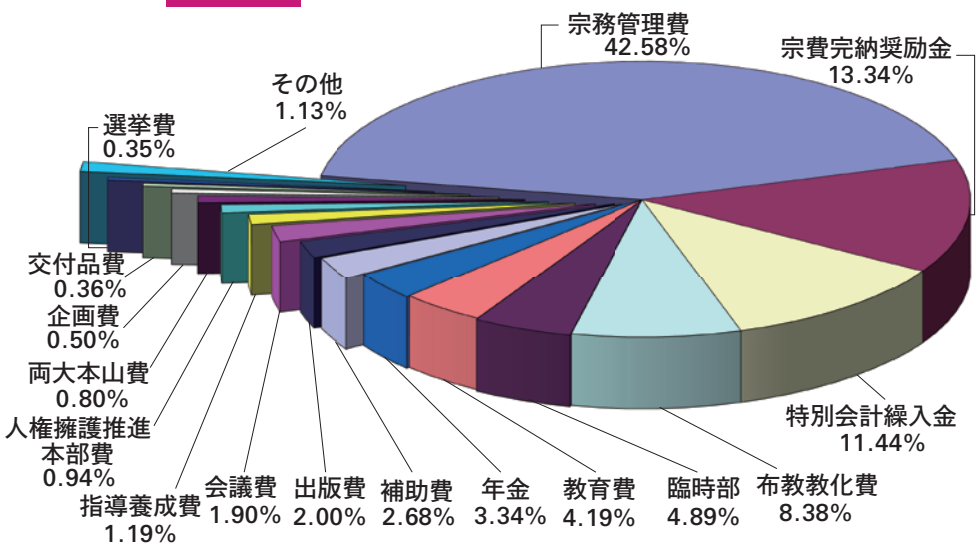

内訳

歳　出	歳出額
宗務管理費	1,986,495,052
宗費完納奨励金	622,501,901
特別会計繰入金	533,500,000
布教教化費	391,042,341
臨時部	227,964,791
教育費	195,656,692
年金	155,706,911
補助費	124,869,360
出版費	93,072,935
会議費	88,662,923
指導養成費	55,691,523
人権擁護推進本部費	43,950,631
両大本山費	37,200,000
企画費	23,289,760
交付品費	16,564,781
選挙費	16,136,260
その他	52,825,897

総括質問(要旨)

總和会代表　奥 村 孝 善

過疎化対策準備室の方向性について

①総合研究センターと準備室の連携は。
②本宗における過疎問題対策はどのような方針で行われるか。

答弁①　総合研究センターと準備室は今後更に情報の共有と相互の補完関係を図っていく。

答弁②　準備室長、職員を各地に派遣して、現地の生の声を施策につなげていきたい。

宗制調査室を如何に活かしていくか

現段階における取り組みと、任期中における今後の方向性は。

答弁　宗務総長演説のとおりであるが、当調査室は時限的な設置のため調査範囲をある程度絞り込み、来年いっぱいを目途に調査結果を報告したい。

禅文化発信について

両大本山を結ぶルート上の拠点寺院を巡り、御朱印をもらう企画など、インバウンドへの対応も研究すべきでは。

答弁　御朱印ブームであるが、記念スタンプ的な安易で軽い印象を与える懸念もある。しかし、寺院と参拝者を結ぶ契機となるので、今後の検討事項としたい。

災害対策（自然災害・大地震）関係

これからも、自然災害の発生と甚大な被害が予想されるが、今後の災害対策は。

答弁　公益社団法人シャンティ国際ボランティア会に続き、全国曹洞宗青年会、曹洞宗婦人会と「災害相互協力協約書」を締結した。各団体と連携して被災地への支援にあたりたい。

曹洞宗義援金、災害見舞金について

①義援金の速やかな執行を望む。
②災害見舞金の申請期限を現行の３年以内から５年以内に延長できないか。

答弁①　義援金は、被災地の１日も早い復興のため執行している。なお、北海道胆振東部地震の復興支援として300万円お届けした。

答弁②　申請期限の時効は３年と規定化されている。これは、保険法に定める保険金請求権の消滅時効年限の３年を援用したものであり、ご協力を賜りたい。

「学校」関係について

①苫小牧駒澤大学内の坐禅堂、三尊仏、仏具関係、及び、図書関係のその後は。
②駒澤大学の寄附行為変更の状況は。
③東北福祉大学の各種資格取得と、仏教専修科の周知を要望する。
④愛知学院大学における資金運用の報道について。

答弁①　京都育英館との移管契約に基づき、施設等は現在、駒澤大学に帰属している。今後については、令和３年３月31日までに協議をする。

答弁②　駒澤大学の寄附行為変更は、曹洞宗責任役員会が推薦する理事、監事等の任期について、愛知学院大学が寄附行為を変更したことと同様に、現在協議を行っている。

答弁③　北海道、東北地方で仏教専修科を設置する大学は、東北福祉大学のみとなった。卒業後すぐに就職する学生にとって、仏教専修科の履修と在学中の特殊安居により、教師資格を得られることの意味は大きい。また、学部において、住職と兼業可能な職種の資格も取得可能である。この点を宗内外に周知できるよう関係部署間で検討したい。

答弁④　現在愛知学院大学内に、資金運用に関する第三者委員会を発足させ調査中とのこと。報告を待っている。

僧堂振興に関して

①先の教学部長指示は、唐突に掲載された感が否めず、懸念の声もあるが。
②僧堂における不祥事にどう対応するか。
③教育規程の変更で、専門僧堂設置の際、寺族代表の登録があると認可を受けることができないとあるが。

答弁①　第130回通常宗議会において改正を予定していた、教育規程附則第３項にあった「不祥事件における、僧堂の対応」の部分が、設置基準への措置が望ましいとする、第２特別委員長報告によって、設置基準施行まで順延となり、その間、現堂則に記載される事項を確実に順守するよう、再度確認の意味で示したものであるとご理解いただきたい。

答弁②　旧正法寺専門僧堂における傷害事件以降、僧堂での暴力事件、傷害事件の再発防止策を講じ、僧堂人権学習会においても、暴力は許されない行為であることを徹底する研修を開催している。しかし、平成30年当初より、過去に惹起した事件も含め不祥事の報告が相次いだため、各僧堂長宛に「不祥事等について（要請）」の文章を送付したことは、今後僧堂における、暴力・傷害事件等の不祥事を惹起させないという、本宗の強い決意であるとご承知いただきたい。

答弁③　寺族代表の登録があると、住職が欠けた場合、後任住職の任命にその同意が必要となる。仮に専門僧堂設置寺院の後任住職任命に寺族代表の同意が得られない場合、僧堂運営が停滞することも懸念される。この件については、引き続き検討していきたい。

本山僧堂と専門僧堂の連携について

安居を志した者が一定期間専門僧堂で修行し、次の段階で本山僧堂に安居するという、旧教育規程の予科・本科の制度を今一度検討してはどうか。

答弁　予科・本科の制度は理想的ともいえるが、教師資格を最短修行年限で取得せねばならない場合、こうした安居は叶わない。しかし、利点もあると考えられるので、僧堂振興の一助としてご提案を真摯に受け止める。

現職研修会について

教育規程では、３年以上の間１回も出席していない者

があるときは、宗務所長は教学部長に報告の義務があるが、この報告に対してどう対処しているか。また、罰則はあるか。

答弁　この報告を受けた場合、教学部長より該当者へ出席勧告も通知し、宗務所長には、適切な指導を依頼している。罰則はないが、厳正に対処し、未受講者の減少に努めたい。

寺族通信教育・准教師資格取得について

①寺族としてある程度の年限や年齢を超えた方に、准教師の資格を贈与してはどうか。
②寺族に対して「中興」「重興」等の称号を授与してはどうか。
③寺院責任役員の寺族の立場は「准僧侶」とあるべきではないか。

答弁①　准教師の補任を受けるためには、１年間の寺族通信教育を修了しなければならない。修了しなくても補任されることになれば様々な面に影響があり、現状ご提案は難しいと思われる。

答弁②　この件は宗教法人「曹洞宗」の許認可等に該当しないため、答弁しかねることをご了承いただきたい。

答弁③　宗門における寺族は、優婆塞・優婆夷である在家信者の位置づけとなっており、ご理解を賜りたい。

管区集会について

宗教離れの昨今、檀信徒、寺院、宗門を結びつける施策について問う。

答弁　本宗は曹洞宗宗門護持会を組織し、宗務所、教区、寺院の各護持会と立体的関係を構築し、組織強化に尽力いただいている。この度の管区集会における宗門護持会長ご自身の発案によるアンケートの実施は、議員ご質問と同種の内容であり、檀信徒側から発せられた貴重な問題提起と受け止めている。

国際布教について

海外への教線拡大のため、国際センターをヨーロッパ、南アメリカ、ハワイにも設置すべきではないか。外国籍僧侶の育成も重要と考える。

答弁　人口増加が続く海外の信者増大を目指すことは喫緊の課題。外国籍僧侶養成の基盤整備推進は有意義であると思量する。

梅花流・梅花大会と、国際交流について

①梅花講員の減少を防ぐため、講員以外の一般檀信徒の大会観覧を受け入れてはどうか。
②今後の梅花流を通しての国際交流の展望は。

答弁①　大会参加資格は、50周年記念大会より講員以外にも門戸を広げ、平成18年度の大会からは、参加資格中に「檀信徒」と明記されている。来年度の大会が盛会に開催されるよう、ご理解ご協力をお願いする。

答弁②　中国雪竇山資聖禅寺との関係は、将来的には自らの流派を創立することが望ましく、そのためのサポートを考えている。また、梅花流の国際布教に向け、現地言語での作成も検討課題と考える。

出版部関係について

①『曹洞宗報』のサイズをＢ５版に拡大できないか。
②兼務寺院への『曹洞宗報』の配布状況は。

答弁①　刊行体裁の大型化は前向きに検討したい。

答弁②　無建築寺院、受取人不在など、受け取り困難な兼務寺院への対応になっている。本年５月１日現在、全国の兼務寺院3,383ヶ寺のうち、通常発送1,804ヶ寺、送付停止896件、転送683件である。

檀信徒会館について

現在改修工事中だが、一部改修だけで維持できるか不安要素もある。今後に向けての良き具体的計画はあるか。

答弁　インターネット販売や、価格政策の強化とともに、諸経費削減など、一層の経営努力を続けて利益の向上を図り、それに見合った修繕を実施し、建物の維持に努める。

第133回通常宗議会常任・特別委員（總和会議員）

議長　須田孝英

○運営委員会
長　山本　健善　主　嶽盛　和三　岩井　秀弘
　　大坂　恵司
○第一決算委員会
長　龍谷　顯孝　主　藏山　大顕　森　元亨
主　田中　清元　　福田　光昭　髙橋　英悟
○第二決算委員会
主　深川　典雄　　岡　芳雄　主　片山　昌佳
　　乙川　良介　　甘蔗　英司
○第一特別委員会
長　三吉　由之　主　名村　直高　坂本　泰俊
　　平岩　浩文　　石附　正賢
○第二特別委員会
主　五十嵐靖雄　　倉内　泰雄　清泉　文英
　　荒井　裕明
○予算委員会
長　伊藤　弘隆　主　奥村　孝善　中根　正賢
　　佐藤　清廉
○請願委員会
主　坂本　泰俊　　清泉　文英
○懲罰委員会
　　山路　純正　長　近藤　龍法　主　服部　直哉

長…委員長　主…主査

總　和　会　会　務　報　告

期　日	会務内容	期　日	会務内容
１月11日	執行部会	４月26～27日	西愛知支部総会
１月12日	執行部本山拝登	５月７～８日	四部会
１月21～22日	秋田県支部総会	５月８日	執行部会・研修会
１月29日	議員総会	５月８～９日	福島県支部総会
１月30日	理事会・四部会	５月17～18日	佐賀県支部総会
２月11～12日	静岡西部支部総会	５月20～21日	三重県支部総会
２月17日	顧問・執行部会	５月27～28日	宮城県支部総会
２月17日	常任理事会	５月29～30日	岩手県支部総会
２月17日	議員総会	６月５～６日	関東大会
２月17日	理事・評議員会	６月５～６日	四国支部総会
３月５日	広報部会	６月５～６日	大分県支部総会
３月13～14日	島根県支部総会	６月10～11日	青森県支部総会
３月29日	執行部会	６月11～12日	岐阜県支部総会
４月４～５日	大阪支部総会	６月17～18日	九州大会
４月９～10日	北海道支部総会	６月20～21日	広島県支部総会
４月24～25日	石川県支部総会	６月23日	顧問・執行部会
４月24～26日	山形県支部総会	６月23日	議員総会
４月25～26日	鳥取県支部総会	６月23日	理事会

（支部総会については本部に案内をいただいた総会のみ）

通　告　質　問（登壇順）要　旨

第20区 甘蔗　英司

災害対策特別会計の災害援護拠金について

近年の異常気象の頻発を慮り、被災寺院に対して宗務庁が今後に備えて、曹洞宗災害対策特別会計の更なる拡張を図ることはできないのか。風水害見舞金給付額と地震災害見舞金給付額の格差是正と地震見舞金の拡充は図れないのか。

第7区 坂本　泰俊

過疎化対策と次期級階査定方式について

過疎化対策室の報告を宗報にコーナーを新設して毎月情報を発信することを要望します。合併や解散、兼務寺院などに対する対応はどのように指導していくか方向性を聞きたい。過疎地控除も積雪寒冷地と同様に現状に則した、いくつかの控除率を設定できないか。次期級階査定について、直接収入方式とはどのようなものなのか聞きたい。

第21区 福田　光昭

修証義公布百周年記念育英基金特別会計について

令和３年12月20日に償還を迎える額面９億円の国債にかえて、どのような金融商品をお考えでしょうか。

理事会の資金運用規程にはどのような金融商品で運用するよう規定されているのか。また、理事会の資金運用の責任者の所在の確認と、金利が低くても安全確実なもので運用するという考えはございませんか。

第29区 髙橋　英悟

想定されている自然災害に対する曹洞宗宗務庁の準備について

災害発生時のマニュアルの作成やシナリオの作成による準備をしているか。浸水予想のデータに基づいた図上訓練や職員による初動対応シミュレーションや訓練を行っているか。「本庁職員の命が守られる」避難行動指針を策定しているか。職員が防災に対する減災意識を涵養しているか。迅速かつ確実な避難行動が担保された計画が策定されているか。

東京グランドホテル・ソートービルの災害への備えについて

昭和49年竣工の構造物に対して専門機関による耐震診断がなされているのか。その結果に基づいた耐震改修工事がなされているのか。改修工事による成果を知らせてほしい。従業員、スタッフによる施設利用者の避難計画が作成されているのか。災害対応マニュアルの作成がなされているか。災害対応マニュアルに基づいた訓練はなされているか。

第3区 荒井　裕明

総合研究センター所員募集について

宗学研究部門の募集は行われたのか。研究員は計５名であるが、この人数で十分なのか。今後の総合研究センター所員募集の望ましいあり方について回答を求める。

宗務庁の頒布物について

収益減少の主な理由は何であると分析しているか。収益回復につながるような新しい企画や既存の頒布物の売り上げ増加に有効な方法を検討しているか。曹洞禅ネット上の出版物販売サイトはクレジットカード決済導入の予定はあるか。

第8区 清泉　文英

教化施策について

- 教区単位での教化指導員や教区青年宗侶の活動について。
- 教区単位での檀信徒や一般社会、若者に対しての情報発信について（曹洞宗行事を含む）
- 教区単位での情報共有について（教区会の活性化）など

第17区 五十嵐靖雄

愛知学院裁判について

- 今後の対応をお聞かせください。
- 審事院宗制意見部の内容と構成員の改正について。
- 愛知学院の昨年の寄附行為変更について。

第25区 近藤　龍法

愛知学院の裁判について

- 弁護士費用並び損害賠償金の支出について。
- 審決内容の支持について。
- 宗憲第21条第４号及び教育規程第39条第１項の解釈について。

第31区 佐藤　清廉

曹洞宗寺院住職任免規程について

兼務住職５年の任期満了と本務寺の責任役員及び干与者の4年任期満了との年数のズレについて。

兼務住職の義財金の有り方について

兼務住職が５年後の更新時に義財金を納付するが、現状の義財金の有り方について答弁を求めます。

第32区 田中　清元

宗門の国際布教の展望とアジアにおける国際交流について

海外での布教教化活動の充実による信者獲得を視野に入れた、国際布教師養成への展望と、今後の具体的な展望について。総合研究センター教化研修部門における国際布教課程再開に向けた将来の具体的展望は。東アジア出身強制徴用等の遺骨返還に向けた取り組みについて、如何お考えなのかお伺いしたい。

第28回總和会全国大会

◇令和元年10月８日（火）

◇会場・曹洞宗檀信徒会館

編集・奥村孝善　大坂恵司　荒井裕明　石附正賢　平岩浩文　甘蔗英司　佐藤清廉